

源泉所得税の納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書

<p style="text-align: center;">(フリガナ)</p> <p>名 称</p> <hr/> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">税務署長殿</p>		※整理番号	
		〒	
		所 在 地	
		(フリガナ)	
代 表 者 氏 名		電話 - -	

所得税法第 218 条の規定により、次のとおり届け出ます。

この届出書を提出する日における給与等の支給人員	外 人
-------------------------	--------

給与等の支払を受ける者の数が、常時 10 人未満でなくなった理由等	
-----------------------------------	--

税 理 士 署 名 押 印	
---------------	--

※ 税処 務理 署欄	起案	・	署 長	副署長	統括官	担当者	部 門	決算期	業種番号	入 力	名 簿	通信日付印	確認印
	決裁	・										年 月 日	

源泉所得税の納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書の記載要領等

- 1 この届出書を提出した場合には、その提出した日の属する納期の特例の期間から所得税法第 216 条に規定する納期の特例の承認の効力が失われることとなります。
- 2 この届出書を提出した場合には、その提出した日の属する納期の特例の期間内に源泉徴収した税額のうちその提出の日の属する月分以前の各月に源泉徴収した税額は、その提出の日の属する月の翌月 10 日までに納付し、その後の各月に源泉徴収した税額は、毎月翌月 10 日までに納付していただくこととなります。

(例) この届出書を提出した 日が3月中の場合	(給与等) 1月～3月支給分 4月支給分以降		(納期限) 4月10日まで(※) 翌月10日まで
		→	
		→	

※ 1月～2月分は、納期特例分の徴収高計算書を使用し、3月分以降は、一般分（毎月納付用）の徴収高計算書を使用してください。

- 3 各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「名称」、「所在地」及び「代表者氏名」の各欄には、届出者の名称、住所（居所）若しくは本店（主たる事務所）の所在地及び代表者の氏名を記載してください。
ただし、届出に係る事務所等の所在地が届出者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と異なるときは、この届出に係る事務所等の所在地及び名称を記載してください。
 - (2) 「この届出書を提出する日における給与等の支給人員」欄には、この届出書を提出する月における給与等の支払を受ける者（臨時に雇用している者は除きます。）の数を記載してください。
なお、臨時に雇用している者の数は外書に記載してください。
 - (3) 「給与等の支払を受ける者の数が常時 10 人未満でなくなった理由等」欄には、給与等の支払を受ける者の数が常時 10 人未満でなくなった理由等を簡記してください。
(例－「事業拡大のため」、「合併のため」等)
 - (4) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。
 - (5) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。